

2026年3月

お客さま 各位

岡崎信用金庫

### 手形・小切手帳の発行受付終了に伴う各種規定の改定について

平素は格別のお引き立てをいただき、厚く御礼申し上げます。

2025年6月より当金庫ホームページにてお知らせしておりましたように、2026年3月を以て手形・小切手帳の発行および自己宛小切手の発行を終了します。

手形・小切手帳の発行および自己宛小切手の発行終了を踏まえ、各種規定を改定いたします。

#### 記

#### 1. 改定日

2026年4月1日（水）

#### 2. 改定する預金規定

当座勘定規定（一般用）

当座勘定規定（専用約束手形口）

納税準備預金規定

#### 3. 改定内容

各種規定の改定は、別紙「新旧対照表」をご参照ください。

以 上

新旧対照表

2026年4月1日改定

▶ 赤字部分が変更箇所（※句読点の追加・抹消や、助詞等の変更・抹消にも変更表示）

変更後	変更前
<p>【当座勘定規定（一般用）】</p> <p>1.～7.（略）</p> <p>8.（手形、小切手用紙）</p> <p>（1）～（4）（略）</p> <p><b>（削除）</b></p> <p><b>（5）</b> 当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。</p> <p><b>（6）</b> 前項の期間を経過した場合において、預金者から請求があったときは、当金庫所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当金庫が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。</p> <p>9.～12.（略）</p> <p>13.（支払保証に代わる取扱い）</p> <p>小切手の支払保証はしません。<b>（削除）</b></p> <p>以下、略</p>	<p>【当座勘定規定（一般用）】</p> <p>1.～7.（略）</p> <p>8.（手形、小切手用紙）</p> <p>（1）～（4）（略）</p> <p><b>（5）手形用紙、小切手用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。</b></p> <p><b>（6）</b> 当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。</p> <p><b>（7）</b> 前項の期間を経過した場合において、預金者から請求があったときは、当金庫所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当金庫が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。</p> <p>9.～12.（略）</p> <p>13.（支払保証に代わる取扱い）</p> <p>小切手の支払保証はしません。<b>ただし、その請求があるときは、当金庫は自己宛小切手を交付し、その金額を当座勘定から引落します。</b></p> <p>以下、略</p>
<p>【当座勘定規定（専用約束手形口用）】</p> <p>1.～7.（略）</p> <p>8.（手形用紙）</p> <p>（1）～（2）（略）</p> <p><b>（削除）</b></p> <p><b>（削除）</b></p> <p><b>（3）</b> 当座勘定から支払をした専用約束手形の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。</p> <p><b>（4）</b> 前項の期間を経過した場合において、預金者から請求があったときは、当金庫所定の手続きによって当該手形の写しを交付します。ただし、当金庫が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。</p> <p><b>（削除）</b></p> <p>以下、9.～24.（略）</p>	<p>【当座勘定規定（専用約束手形口用）】</p> <p>1.～7.（略）</p> <p>8.（手形用紙）</p> <p>（1）～（2）（略）</p> <p><b>（3）手形用紙の請求があった場合には必要と認められる枚数を交付します。</b></p> <p><b>（4）専用約束手形用紙以外の手形用紙および小切手用紙は交付しません。</b></p> <p><b>（5）</b> 当座勘定から支払をした専用約束手形の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。</p> <p><b>（6）</b> 前項の期間を経過した場合において、預金者から請求があったときは、当金庫所定の手続きによって当該手形の写しを交付します。ただし、当金庫が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。</p> <p>9.（手数料）</p> <p><b>前条の手形用紙の交付を受けるにあたっては、当金庫所定の手数料を支払ってください。</b></p> <p>以下、10.～25.（略）</p>
<p>【納税準備預金規定】</p> <p>1.～4.（略）</p> <p>5.（預金の払戻し）</p> <p>（1）～（2）（略）</p> <p><b>（3）</b> 租税納付のためにこの預金を払戻すときは、同時に納付書、納税告知書、その他租税納付に必要な書類を提出してください。この場合、受付店は直ちに租税納付の手続をします。<b>（削除）</b></p> <p><b>（4）</b>（略）</p> <p>以下、略</p>	<p>【納税準備預金規定】</p> <p>1.～4.（略）</p> <p>5.（預金の払戻し）</p> <p>（1）～（2）（略）</p> <p><b>（3）</b> 租税納付のためにこの預金を払戻すときは、同時に納付書、納税告知書、その他租税納付に必要な書類を提出してください。この場合、受付店は直ちに租税納付の手続をします。<b>ただし、受付店で取扱うことのできない租税については納付先宛の信用金庫振出小切手を渡しますので、それにより納付してください。</b></p> <p><b>（4）</b>（略）</p> <p>以下、略</p>